

移動支援 Q&A

平成25年2月 策定

中部圏域障がい者地域自立支援協議会
移動支援プロジェクト

目次

<u>1 定義等について</u>	Q1 ~ Q4
<u>2 通学・通所等について</u>	Q5 ~ Q10
<u>3 送迎等について</u>	Q11 ~ Q15
<u>4 行事参加等について</u>	Q16 ~ Q18
<u>5 支援者の支援方法等について</u>	Q19 ~ Q26
<u>6 その他</u>	Q27 ~ Q30

注意事項

- ・各項目の内容については、標準的な考え方を示したものです。
- ・具体的な支給決定についてはお住まいの市町にご相談ください。
- ・記載の標準的な考え方については、今後見直される場合があります。

1 定義等について

Q1 移動支援とは？

1人での外出が困難な障がい児・者が、自立した生活と余暇活動等社会参加のための外出ができるよう、移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うサービスです。ただし、原則として外出は1日の範囲内で用務を終えるものに限ります。

Q2 移動支援の対象者は？

障がいのため1人での外出が困難な方で、下表のいずれかに該当するかたです。

区分	対象者の要件
身体障がい	視覚障がいや全身性障がい(下肢、体幹機能又は脳原性機能障がい)等の身体障害者手帳所持者
知的障がい	療育手帳所持者または知的障がいに関する判定機関の意見書の交付を受けたかた
精神障がい	以下の何れかに該当するかた ①精神障害者保健福祉手帳所持者、②自立支援医療(精神通院)受給者、③6ヶ月以上継続通院する医師意見書の交付を受けたかた、精神障がいを理由とする年金受給者
障がい児	身体障害者手帳、療育手帳または知的障がい、発達障がいに関する医療機関・判定機関の意見書の交付を受けたかた *原則として、小学校1年生以上で屋外での単独移動が困難な児童。ただし、小学校3年生までは保護者等が支援できない場合に限ります

Q3 Q2で小学校3年生までの移動支援の利用は、「保護者等が支援できない場合」に限り利用可能となっていますが、どのような場合利用できますか？

保護者等が傷病、出産、事故等により支援できない場合です。また、保護者が1人で移動の介助ができない場合にも移動支援を利用することができます。

Q4 移動支援を利用できない外出とは？

通年かつ長期にわたる外出(通勤、通学等)・営業活動等の経済活動・通院のための外出等です。主な具体例は下表のとおりです。

	利用できない具体例	理由
1	通院・官公署への手続き 相談支援事業所へのサービス利用相談 サービス事業所への相談・見学	介護給付の「通院等介助」が利用できるため
2	通勤、営業活動 施設や小規模作業所への通所	通年かつ長期にわたる外出、経済活動に係る外出は支援できません。ただし、入所施設からの帰省時に限り「施設と自宅との往復」のための利用はできます
3	保育所、幼稚園、学校(支援学校を除く。)への通園、通学	通年かつ長期にわたる外出、経済活動に係る外出は支援できません。ただし、保護者が傷病、出産で介助できないときは、一時的な利用を認めることがあります
4	支援学校への通学、学童保育等への移動	通年かつ長期にわたる外出は支援できません。ただし、保護者等の状況(疾病、就労等)によっては一時的に学校、スクールバスのバス停、学童保育、自宅間の移動に限り利用を認めることがあります
5	デイサービス、短期入所、日中一時支援事業の利用	事業の実施主体(または保護者)による送迎を原則としています
6	違法行為が伴う可能性がある場合 特定の思想の流布、布教活動 その他、公費での支援が適切でないもの	市長(町長)が適当でないとする外出(公費支出の是非、社会通念上適当でない外出等)に該当するため

2 通学・通所等について

Q5 保護者が通学の付き添いをしていますが、週に1日だけ付き添い出来ません。週1回の移動支援の利用はできますか？

通学については、週1回の移動支援であっても、日数に関係なく通年にわたる利用はできません。ただし、保護者が送迎できない理由によっては、認める場合もあります。

Q6 通学時の送迎を保護者がしていたのですが、保護者の入院により障がい児の通学ができません。移動支援で通学を手伝ってもらえますか？

保護者の入院等一時的なものであれば利用することができますが、仕事の都合で迎えに行けないなどの理由では、利用することはできません。

Q7 通学・通所のバス停まで保護者が付き添っていたのですが、保護者がけがをしまい、多動性が強い障がい児の行動を抑制できなかつたり、全く付き添いが出来ない場合、移動支援を利用できますか？

保護者の付き添いが不可能な場合は利用できます。ただし、代わりに他の家族等が付き添うことができるか否かを考慮します。子どもの行動抑制ができない場合は、付き添いは支援者のみの場合でも、保護者と同伴する場合でも構いません。

Q8 ひとり親家庭であり、通学・通勤のバス停まで同居の祖父母が付き添っていたのですが、祖父母が高齢のため付き添うことができなくなりました。他に付き添うことができる人がありません。移動支援を利用できますか？

支援の必要な期間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込まれるため、このような場合は利用できません。

Q9 通学のため、1人での付き添いでは対応できないので、家族2人が最寄り駅まで一緒に列車に乗り、付き添いをしています。金銭的に負担が大きいため、移動支援を利用できませんか？

支援の必要な期間が限定されておらず、通年かつ長期になることが見込まれるため利用できません。また、金銭面の理由のみでは利用できません。

Q10 保護者が学校まで送迎していますが、雪のため家から車を出すことが出来ず通学できません。移動支援を利用できますか？

気象条件による移動支援の利用はできません。

3 送迎等について

Q11 入院中許可を受けて帰宅する場合、病院と自宅間との往復のために移動支援を利用できますか？

入退院や一時帰宅の際の病院と自宅との往復のために利用することはできませんが、一時帰宅後、原則、自宅からの利用は認めます。

Q12 通所施設への送迎には利用できないとありますが、通所施設での活動が終わってから、移動支援を利用して、施設から買い物をして帰宅するということはできますか？

「通年かつ長期」の利用となる通所施設の送迎に移動支援を利用することはできませんが、臨時的に特段の事情がある場合には利用を認める場合もあります。くれぐれも「寄り道すれば通所施設からの帰路に利用できる」といった誤解を招かないように留意してください。

Q13 親類の葬儀のため障がい児・者を短期入所施設に預けて県外へ行かなければならなくなりました。施設の送迎がなく、保護者で送迎することもできません。移動支援を利用できますか？

緊急性を要するものとして例外的に認めます。ただし、支給決定を受けていない場合は利用することができませんので、事前に申請手続きを行ってください。

Q14 短期入所のための送迎や短期入所中の外出において移動支援が利用できますか？

基本的には、送迎も一時外出も短期入所事業者の業務となり、移動支援の利用は認められません。しかし、短期入所事業者が行わない場合は、短期入所のための送迎に限り移動支援が認められる場合があります。

Q15 障がい児・者を付き添い1人では病院に連れて行くことができない場合、移動支援を利用できますか？

通院に係る支援は介護給付(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援)の対象となり、移動支援は利用できません。

4 行事参加等について

Q16 施設や学校の行事に参加するために、送迎または行事の付き添いといった移動支援を利用することはできますか？

施設や学校行事での利用はできません。施設や学校行事はそれぞれが主催であり、その間必要な支援は施設や学校の責任で行うべきものと考えます。また、施設や学校行事は施設支援・学校教育の一環であり、学校教育等を受けている時間とみなすことができることから移動支援の範囲とはなりません。

Q17 家族会または保護者会やPTAが主催する行事に、移動支援が利用できますか？

施設や学校が行う行事とは別のものであり、社会参加の一環として利用できます。ただし、就学前児童については利用できません。

Q18 旅行する際に、移動支援の利用はできますか？

利用できます。移動支援は原則として1日の範囲内で用務を終えるものです。ただし、泊まりも必要に応じて認めることができる場合があり、介助の必要性があれば宿泊施設内でもその時間は移動支援の対象となります。

5 支援者の支援方法等について

Q19 同時に2人の支援者から支援を受けられる対象者の要件は？

次の何れかの要件に該当するかたです。

- ①障がい者等の身体的理由により一人の居宅介護従業者による介護が困難と認められる場合
 - ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合
 - ③その他障がい者等の状況等から判断して、①又は②に準ずると認められる場合
- ※居宅介護の複数ホームヘルパー利用と同様の要件です。

Q20 移動支援中に発生した支援者の交通費は誰が負担するのですか？

支援者の交通費は、障がい児・者の負担となります。

Q21 移動支援中の支援者の食事費用は誰が負担するのですか？

原則、支援者自身が負担します。ただし、ディナー・高級料亭等の食事に同席し、一緒に食べることを障がい児・者が希望した場合には障がい児・者の負担となります。

Q22 支援者の観劇・映画・コンサート等の入場料は誰が負担するのですか？

場内での支援を行う必要がある場合の入場料は障がい児・者の負担となります。

Q23 移動時の手段として、支援者の運転する車を利用することはできますか？

移動の手段は基本的には、公共交通機関の利用となります。ただし、支援者の運転する車が福祉有償支援事業登録されている場合は、利用することができます。

Q24 移動支援のために障がい児・者の自宅を訪問するまでの移動時間は、活動時間に入りませんか？

入りません。活動時間は、障がい児・者への支援が始まった時間からとなります。

Q25 家族が運転する車で、障がい児・者と支援者を乗せて外出先までの送迎をしても良いですか？

認められます。

Q26 家族が運転する車で目的地に行き、支援者と待ち合わせをして、移動支援を開始しても良いですか？

移動支援の出発地は自宅と限定されているものではないので、現地で支援者と待ち合わせて、目的地で移動支援を開始することは認められます。

6 その他

Q27 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援の対象となりますか？

移動支援の対象となるのは、原則として、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排泄等の介助や、危険回避のために必要な支援です。ただし、プール内で一緒に遊ぶ等余暇活動の一環であれば対象となります。

Q28 大学等への進学が決定したことから、一人で通学できるようになることを目的とした訓練として、しばらくの間通学の支援をお願いしたいのですが、移動支援を利用できますか？

通学に係るものは「通年かつ長期にわたるもの」として基本的には対象外ですが、将来の自立を目的とした内容のものについては、訓練として、期間を区切って利用することができます。ただし、利用にあたっては、利用により自立が見込まれるかどうかを考慮します。

Q29 講演会の講師として出席する時、移動支援を利用できますか？

講師活動、営業活動の一環となっている場合は利用できません。ただし、無償の場合や謝礼が通年かつ継続的なものでなければ単に参加となるため利用できます。

Q30 同じ日に移動支援と日中一時支援を両方利用できますか？

それぞれのサービスを利用するにあたり、明確な目的の違い、理由があれば両方利用できます。ただし、日中一時支援事業所への送迎や、日中一時支援中(時間内)は移動支援を利用できません。